30 年度

債 務 負 担 行 為 見 積 書

局名　産業労働局　　所属名　金融課（直通　045-210-5674）　　（単位　千円）

事項	（公財）神奈川産業振興センターの資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	県債	その他	
見積額	100,000,000		－	平成30年度	100,000,000	－	－	－	100,000,000
査定額	100,000,000		－	平成30年度	100,000,000	－	－	－	100,000,000

事業概要等

1　事業の概要
（公財）神奈川産業振興センター（以下、「ＫＩＰ」という。）による中小企業制度融資等の預託金借入れの全部又は一部が返済不能となり、金融機関が被害を被った場合に、県がＫＩＰに代わり金融機関に対し、その損失を補償するため、債務負担行為を設定する。

2　債務負担設定理由
ＫＩＰの金融機関からの預託金借入れを容易にし、中小企業制度融資の円滑な運用を図るため。

3　限度額の積算内訳
（１）年度当初の借入金に係る債務負担行為額：46,841,669千円
（内訳）
・中小企業制度融資（一般分）に係る借入金：44,706,000千円
・産業集積促進融資に係る借入金：2,037,902千円
・産業立地促進融資に係る借入金：97,767千円
（２）中小企業制度融資（緊急対応分）の借入金に係る債務負担行為額：53,158,000千円

（１）＋（２）＝99,999,669千円　　≒100,000,000千円

【調整の内容】
要求どおり計上。